平成２５年（フ）第２９５号
　徳島県板野郡松茂町広島字二番越７番地７
　債務者　坂元　英樹
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０５号
　徳島県吉野川市鴨島町喜来300番地　鴨島マンション302号室、旧住所徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地220
　債務者　三木　榮子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０６号
　徳島県吉野川市鴨島町喜来300番地　鴨島マンション302号室、旧住所徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地220
　債務者　三木聡一郎
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
　　徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１４７７号
　埼玉県蓮田市大字根金1555番地１
　破産者　木村観光バス株式会社
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
　静岡市葵区横沢156番地の１
　破産者　有限会社丸善長倉組
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７３号
　札幌市北区新琴似６条６丁目６番８号
　破産者　株式会社アプリークス
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
　秋田県大仙市強首字上野台97番６
　破産者　有限会社佐々木建設
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１８９９号
　横浜市泉区和泉町3982番地
　破産者　有限会社前田製作所
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１３号
　川崎市中原区上小田中１―33―33　第２むさし荘１階、商業登記簿上の本店所在地川崎市高津区子母口426番地１―104
　破産者　有限会社イチムラ
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３６１号
　愛知県瀬戸市さつき台２丁目45番地
　破産者　有限会社タケテック
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４４号
　愛知県清須市寺野花笠29番１
　破産者　有限会社タイコー産業
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８７号
　名古屋市中村区剣町17番地
　破産者　株式会社グリーンヘルス
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０８号
　名古屋市港区八百島２丁目1108番
　破産者　有限会社ボディーアートサービス
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２３号
　名古屋市北区如意１丁目117番地
　破産者　株式会社大日塗装店
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８号
　三重県松阪市松ケ島町422番地１
　破産者　イチデン株式会社
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第６５７７号
　大阪市城東区諏訪３丁目８番24号
　破産者　株式会社トップアスリートジャパン
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１８号
　大阪市浪速区戎本町１丁目７番１号
　破産者　有限会社エムケイコーポレーション
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３５号
　大阪市中央区谷町９丁目２番23号城福ビル
　破産者　株式会社ディーネクスト
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３１４号
　大阪市北区梅田２丁目５番２号
　破産者　株式会社ハート・アンド・キャリア
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１６号
　大阪市中央区備後町１丁目５番16号
　破産者　株式会社ハナ交易
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６１７号
　大阪市住之江区粉浜３丁目１番27号
　破産者　株式会社谷中本店
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７７号
　大阪府東大阪市新庄東82番地
　破産者　有限会社大成電気製作所
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部